

変更概要

北町二丁目西部地区地区計画					
事項		旧		新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	複合住宅地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備
			面積	約4.1ha	
		建築物等の用途の制限	「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第1号、第3号、第4号および第9項に規定する営業に供する建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正前の風営法（以下「改正前風営法」という。）第2条第1項第1号に相当するものに限る。）および第2号（改正前風営法第2条第1項第3号に相当するものに限る。）ならびに第9項に規定する営業に供する建築物は建築してはならない。	